

公害健康被害被認定者に対する新型コロナワクチン接種費用助成事業について

公害健康被害被認定者に対し新型コロナワクチン接種に係る費用を助成する事業を令和7年度から実施する。

1 概要

区は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく被認定者（以下「被認定者」という。）を対象として、インフルエンザワクチン接種の自己負担額を全額助成する事業を実施している。

新型コロナワクチン定期接種については、令和7年度から対象となる区民の自己負担額を3,500円と設定しているところであるが、定期接種の対象となる被認定者については、認定疾病の増悪防止と、罹患時の重症化予防を図ることを目的として、3,500円を上限として助成を行う。

2 対象者

被認定者のうち、新型コロナワクチン定期接種の対象となるもの

※新型コロナワクチン定期接種の対象者は、次の①又は②に該当する者

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はHIVによる免疫の機能に重い障害があることにより、身体障害者手帳1級を所有する方

3 助成額

自己負担額について、3,500円を上限に償還払いにより助成する。

4 事業開始日

令和7年10月1日

5 今後のスケジュール

令和7年9月中旬 対象者への個別周知（郵送）開始

10月1日 事業開始

6 その他

本事業の実施に当たっては、公害保健福祉事業に基づく国負担金を活用する。